

栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画
策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要領

栄 町

1. 趣旨

本要領は、栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務を委託するに当たり、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続、要件、審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

(2) 業務の内容

別紙「栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、仕様書に定める委託する業務の内容は、栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に定めのない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、栄町（以下「町」という。）と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月24日まで

3. 委託料上限額

5,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

【内訳】

令和7年度	2,992,000円
令和8年度	2,708,000円

※継続費に基づく複数年契約とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5. 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、令和6・7年度入札参加資格者名簿（委託（大分類）調査・計画/（中分類）健康・福祉計画）に登録されている者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は栄町財務規則（平成9年栄町規則第4号）第121条第1項の規定によ

- る制限を受ける者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ①手形交換所による取引停止処分を受けた日から起算して2年を経過していない者
 - ②第13項第1号のプレゼンテーションの実施日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがあった者
 - ③会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による更生手続開始の決定がされていない者
 - ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者であって、同法の規定による再生手続開始の決定がされていない者
- (4) 栄町建設工事等暴力団対策要綱（平成12年7月18日制定）第2条第1項及び第2項の規定による指名除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 栄町暴力団排除条例（平成23年栄町条例第16号）第2条第3項に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者と認められていない者であること。
- (6) 地方公共団体が発注する第8期及び第9期の介護保険事業計画・老人福祉計画の策定支援業務を受注し、業務完了した実績（アンケート調査の実施・集計業務のみの業務完了実績は除く。）を有していること。

6. スケジュール

内容	日程
(1) 公募開始	令和7年7月15日（火）
(2) 参加申込書の提出期限	令和7年7月29日（火）
(3) 参加資格確認通知	令和7年8月1日（金）
(4) 質問受付期限	令和7年8月8日（金）
(5) 質問に対する回答	随時（最終回答令和7年8月14日（木））
(6) 企画提案書等の提出期限	令和7年8月22日（金）
(7) 参加申込辞退届提出期限	令和7年8月22日（金）
(8) プレゼンテーション実施	令和7年9月3日（水）
(9) 結果通知	令和7年9月10日（水）
(10) 契約締結	令和7年9月下旬

※スケジュールは予定であり、町の都合により変更する場合がある。

7. 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

本要領の公表の日から令和7年8月8日（金）まで

(2) 提出方法

質問書（様式5）を記載し、第20項の問合せ先宛てに電子メールにて提出すること。

電子メールの標題は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。なお、電子メール送信後、確認のため、併せて第20項の問合せ先に、電話にて連絡を行うこと。

(3) 回答

提出された質問への回答は、質問者の名前を伏せた質問回答書を速やかに町ホームページ（【URL <https://www.town.sakae.chiba.jp>】以下同じ。）へ掲載することにより行う。

なお、質問受付期限後の最終回答は、令和7年8月14日（木）までに行う。

8. 参加に係る書類の提出

(1) 提出書類

書類名	様式	備考	提出部数
①参加申込書	様式1		1部
②業務実績書	様式2	第5項第6号の要件に該当する実績について全て記載すること。 ※実績のわかる書類の写しを添付すること。	1部
③納税証明書		国税（法人税、特別法人事業税、消費税）、地方税（法人住民税、法人事業税、地方消費税）に係る納税証明書（直近年度）	各1部

(2) 提出期限 令和7年7月29日（火）

(3) 提出方法等

第20項の問合せ先に持参し、又は郵送で提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、提出期限までに到着した書類のみ受け付けるものとする。

(4) 参加資格確認通知

参加申込書を提出した事業者に対し、令和7年8月1日（金）に参加資格

確認通知書を電子メールにより送信する。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

書類名	様式	備考
①企画提案書 本文	任意様式	第10項参照
②業務実施体制表	様式3	主任担当者及び担当者について、本業務において担当する業務内容及び実務経験年数等を記載すること。
③主任担当者実績書	様式4	主任担当者の業務実績等について記載すること。
④業務工程表	任意様式	第11項参照
⑤見積書	任意様式	封入押印すること。 第12項参照
⑥情報セキュリティ や個人情報保護等に 関する次に掲げる書 類 (ア)公的認証又は同 等の第三者認証を受 けている場合は、それ を証する書類 (イ)第三者認証によ る評価を受けていな い場合は、個人情報等 の取扱いに係る社内 規定	任意様式	

(2) 提出部数

- ・ 正本 上記書類①～⑥ 1部
- ・ 副本 上記書類①～④ 8部

※副本には、社名等の提案事業者が特定される事項は記載しないこと。

(3) 提出期限 令和7年8月22日（金）

(4) 提出方法等

第20項の問合せ先に持参し、又は郵送で提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。また、郵送の場合は、提出期限までに到着した書類のみ受け付けるものとする。

なお、提出期限内であれば、再提出（差替え含む。）は可能とする。

10. 企画提案書

(1) 体裁

- ①企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版両面印刷で左綴じとする。
- ②企画提案書は表紙・目次を除き20頁以内（両面10枚以内）とし、表紙・目次以外の各頁に頁番号を付すること。
- ③文字の大きさは、12ポイント以上を目安に作成することし、字体は指定しない。
- ④文章を補完するための写真、イラスト等の使用は任意とする。
- ⑤表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。
- ⑥資料の作成上A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版の利用も可とする。A3版の資料は、片面で印刷し、A4サイズにゼット折とする。
- ⑦A3版片面印刷についてはA4版2枚と数える。

(2) 記載内容

仕様書を精読のうえ、町の地域特性及び現状並びに国の高齢者施策に係る政策動向を踏まえ、企画提案書を作成すること。

また、見積金額の範囲内で、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定められている内容以外であっても提案可能とする。

11. 業務工程表

仕様書を踏まえ、参加者が取り組む業務の工程表を作成すること。

12. 見積書

本業務を受託するに当たり希望する契約金額について、見積書を提出すること。見積書に記載する金額は、年度ごとに記載し、2ヶ年度の総額も併せて明記すること。その際、消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込で記載すること。

また、仕様書内「4. 業務内容」の項目ごとの内訳金額も示すこと。

13. プレゼンテーション

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備無く提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。

詳細は、別途参加者に通知する。

(1) 実施日・会場

令和7年9月3日(水) ふれあいプラザさかえ(印旛郡栄町安食938-1)

(2) プレゼンテーション時間 30分程度

説明 20分以内

質疑応答 10分以内

※プレゼンテーションの実施順は、企画提案書の受付順とする。

(3) 参加人数

3人以内とし、説明は業務の主任担当者が行うこと。

(4) その他

- ①説明は提出した資料を用いて行うこととし、補足資料投影のためのパワーポイント等の使用は可とする。(紙面での追加配布は認めない。)
- ②プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。ただし、パソコン及び外部ネットワーク接続(インターネット)環境は確保しないので、必要に応じて各自準備すること。

14. 選考方法

- (1) 参加者から提出された企画提案書等の内容に基づいて、「栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託に係る業者選定委員会」が別に定める「栄町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託に係るプロポーザル審査要領」に基づき、次の項目を総合的に審査し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

なお、審査は非公開とする。

- ①高齢者福祉及び介護に関する知識について
- ②企画提案について
- ③業務スケジュールについて
- ④業務実績について
- ⑤業務体制について
- ⑥見積金額について

15. 選考結果

- (1) 審査を受けた全ての参加者に、選考結果を、郵送及び電子メールにより令和7年9月10日(水)に通知することを予定している。
- (2) 選考結果(参加者名、評価点数及び順位)は公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者名は公表しない。
- (3) 選考結果に関する異議申立て及び質問は、一切認めない。

16. 契約

- (1) 町から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、提案内容を踏まえ、町と委託に係る詳細について協議する。
- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を町に提出し、町は随意契約の手続を行う。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。

17. 参加申込の辞退

参加申込を行った事業者が、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、辞退届（様式6）を提出すること。

辞退届の提出は、プレゼンテーションの準備の都合上、令和7年8月26日（火）を期限とする。

辞退届は、事前に第20項の問合せ先に電話にて連絡の上、持参、郵送又は電子メールのいずれかで提出すること。（持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。）

なお、辞退届の提出を理由として不利益な取扱いを受けることはない。

18. 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 第9項第1号⑤の見積書の金額が、2ヶ年度間の総額又は各年度の内訳額のいずれかについて、第3項の上限額を超過している場合
- (2) 契約締結までに第5項の要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合

19. 特記事項

- (1) 各様式は、町ホームページからダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の作成に当たり、栄町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画その他町の統計資料等を活用する場合は、町ホームページに掲載されているものをダウンロードして入手すること。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (7) 参加者の中に適格者がいないときは、優先交渉権者を選定しない場合がある。
- (8) 契約締結後においても、受託者が第5項の要件を満たしていないことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書等において著しく実現性からかい離した提案を行っていたことが明らかとなった場合は、町は受託者との契約を解除することができる。
- (9) 災害の発生等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (10) 提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、栄町情報公開条例（平成10年栄町条例第25号）に基づく情報公開請求の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ町に申し出ること。当該申出については、本プロポーザルに関する書類について情報公開請求があった場合、町が公開の可否を判断する際の参考とするが、結果、希望に添えないことがある。

20. 本プロポーザルに関する問合せ先

栄町 健康介護課 介護総務班

〒270-1592 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番

(電話番号) 0476-33-7709 (直通)

(電子メール) kaigo293@town.sakae.chiba.jp